

営農環境整備支援事業の募集

被災した農業者の①水稻等の営農の再開に向けた取り組み、②水稻を作付けできない場合に大豆に切り替える等の作付転換、③被災農地を引き受け規模拡大する等に必要な経費を支援します！

書類 提出期限

【第4回】 12月20日(金) まで
※最後の申請期間となります。相談窓口（裏面）へお早めにご相談ください。

支援対象

令和6年能登半島地震による被害を受け自らの営農再開のために取り組む者
※ R6.1.1以降に取組み、R7.3.31までに事業が完了する取組みが支援対象

補助率

2 / 3 以内（一部異なるメニューがあります）

主な 支援内容

1. 令和6年産の営農再開に必要な経費

生産資材費（種苗、肥料・農薬等）、作業委託費、農業機械レンタル費

※ ただし、資材費については昨年に比べて多く必要となった経費に限る

2. 被災を機に作物転換や規模拡大を図る場合に 必要な経費

パイプハウスのパイプや支柱等、複数年利用が可能な生産資材費（消費材は除く）、農業機械等のリース導入経費

3. 育苗等の用水確保のための臨時的な灌水設備 の導入経費

※事業の要件や支援内容の詳細については、裏面のお問合せ先まで

必要書類

- 申請書一式
- 被災写真・位置図（被災ほ場、水路、被災倉庫・資材等）
- 見積書（既に購入済みの場合は納品書など）
- 事業経費が分かる資料（請求書、領収書など）

※ その他、支援内容に応じて書類の提出が必要です



支援対象（例）



- ☑ 避難していて自家育苗ができず苗を購入



- ☑ 被災により機械が故障したため、作業委託する



- ☑ 被災により機械が故障したため、機械をレンタルする
- ☑ 被災地の受託により規模拡大したため、機械をリースする
- ☑ 断水時に育苗用の水を確保するため、ポリタンク等を購入

お問合せ先

当事業に関するご相談については、最寄りのJA・石川県農林総合事務所へお問合せください

石川県・北陸農政局・JAグループによる現地相談窓口	
石川県珠洲農林事務所	0120-338-760
JAのと本店	0120-338-250
JA内浦町営農経済課	0120-338-560
七尾市役所本庁舎	0767-53-8005
志賀町役場本庁舎	0767-32-9221
石川県農業会館	0120-338-633

※上記へご相談の際は電話予約をお願いします

石川県農林総合事務所	
奥能登農林総合事務所(輪島市、穴水町、能登町)	0768-26-2323
中能登農林総合事務所(七尾市、志賀町、中能登町)	0767-52-5522
羽咋農林事務所(羽咋市、宝達志水町)	0767-22-0001
県央農林総合事務所(金沢市)	076-239-1751
津幡農林事務所(かほく市、津幡町、内灘町)	076-289-4158
石川農林総合事務所(白山市、野々市市)	076-276-0371
南加賀農林総合事務所(小松市、能美市、川北町)	0761-23-1703
加賀農林事務所(加賀市)	0761-72-8511